

長野県警察の組織に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例

(長野県警察の組織に関する条例の一部改正)

第1条 長野県警察の組織に関する条例(昭和29年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5部」を「6部」に、「生活安全部」を「生活安全部 地域部」に改める。

第5条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削る。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(地域部の所掌事務)

第6条 地域部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。
(3) 警察通信の使用管理に関すること。

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表の長野県上田警察署の項中「のうち青木村」、「(長野県丸子警察署の管轄する区域を除く。)」及び「(長野県望月警察署の管轄する区域を除く。)」を削り、同表の長野県丸子警察署の項及び長野県望月警察署の項を削り、同表の長野県佐久警察署の項中「北佐久郡のうち御代田町」を「南佐久郡 北佐久郡のうち御代田町及び立科町」に改め、「(長野県望月警察署及び長野県南佐久警察署の管轄する区域を除く。)」を削り、同表の長野県南佐久警察署の項を削り、同表の長野県岡谷警察署の項中「上伊那郡のうち辰野町 岡谷市」を「岡谷市」に改め、同表の長野県伊那警察署の項中「うち」の次に「辰野町、」を加える。

(警察署協議会条例の一部改正)

第2条 警察署協議会条例(平成13年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(定数の特例)

2 平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間における次の表の左欄に掲げる協議会の委員の定数は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める数とする。

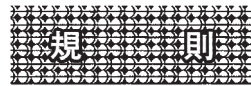
Table with 2 columns: 左欄, 右欄. Rows: 長野県上田警察署協議会 (28人), 長野県佐久警察署協議会 (23人)

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警 務 課



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第44号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第30の長野県土尻川砂防事務所の項中「信州新町、」及び「及び中条村」を削る。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

行政改革課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県公安委員会委員長 安 藤 博 仁

長野県公安委員会規則第12号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の信州新町交番の項を次のように改める。

Table with 3 columns: 長野市信州新町交番, 長野市信州新町新町, 長野市. Lists police stations and sub-stations.

別表第2の1の中条村警察官駐在所の項を次のように改める。

Table with 3 columns: 長野市中条警察官駐在所, 長野市中条, 長野市. Lists police stations and sub-stations.

別表第2の18の駒ヶ根市駒ヶ根駅前交番の項中「赤穂」を「赤穂 南田 下市場」に改め、同表の23の松本市村井・寿交番の項中「大字寿豊丘」を「大字寿豊丘 村井町北1丁目及び2丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第2の18の駒ヶ根市駒ヶ根駅前交番の項及び同表の23の松本市村井・寿交番の項の改正規定は、公布の日から施行する。

警 務 課